

米国特許法の改正に伴う 改正規則の全貌

～日本への影響と対策～

日時
平成 23年 5月 18日 (金)
10時～16時10分 (開場9時30分)

約半世紀ぶりに大改正された米国特許法を詳説！

2011年9月16日オバマ大統領の米国特許法改革法案「America Invents Act」への署名に伴い、米国特許法は約半世紀ぶりに大改正されました。米国特許商標庁は法改正を受けて2012年1月から2月にかけて矢継ぎ早に規則案を公表しました。

公表された規則案には、付与後レビュー手続、当事者系レビュー手続、情報提供手続等重要なものが多数含まれている他、レビューにおけるトライアル手続の詳細についても明らかにしています。規則は意見募集期間を経て遅くとも2012年8月16日に最終的な内容が確定する見込みです。

本セミナーでは公表された規則案の内、日本企業の米国での権利化手続及び他社米国特許対策を策定する上で重要な規則及びレビュー手続を中心に解説を行います。その他、早期権利化のコツ、また来年3月にいよいよ施行される先願主義制度の重要ポイント、製品への特許表示方法について初心者の方にも分かり易いよう丁寧に解説致します。

日本弁理士会会員の皆様へ

(財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講 師:

河野特許事務所 東京サテライト

所長・弁理士 **河野 英仁 氏**

河野特許事務所東京サテライト勤務。1996年立命館大学工学部電気電子工学科卒業。1998年立命館大学大学院理工学研究科情報システム学博士前期課程修了。1999年弁理士登録。2003年Birch, Stewart, Kolasch, & Birch, LLP (米国Virginia州)勤務。2005年Franklin Pierce Law Center (米国New Hampshire州)知的財産権法修士修了。2007年特定侵害訴訟代理人登録、清華大学法学院(北京)留学。中国知的財産権法夏期講習修了。2009年日本国際知的財産権保護協会(AIPPI)「コンピュータ・ソフトウェア関連およびビジネス分野等における保護」に関する研究会委員。2010年北京同達信恒知識産権代理有限公司にて実務研修。2011年東京都知的財産総合センター専門相談員。

場 所:

銀座会議室(三丁目)2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口より徒歩約2分)

参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

主 催:財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル
電話 03-3535-4881 <http://www.chosakai.or.jp/>

プログラム

1. 米国特許法改正の概要と施行時期
2. 公表された規則案と最終的な規則の確定
3. 情報提供手続
4. 査定系再審査
5. 発明者の宣誓書または宣言書
6. 補充審査制度
7. 付与後レビュー(PGR)
8. 査定系再審査 (IPR)
9. 対象ビジネス方法特許に対する暫定プログラム(CBM)
10. レビュー手続、トライアルの進行、ディスカバリ、
トライアル中の補正、レビューの庁手数料
11. 由来手続
12. 優先審査制度とPPHを活用した早期権利化手法
13. 先願主義への移行
14. 製品への米国特許番号記載方法
15. 質疑応答

最新のセミナー情報をご覧になれます
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「米国特許法の改正に伴う改正規則の全貌」参加申込書 (H24. 5. 18開催)

ご所属名	電話
	FAX
	E-mail
ご住所 〒	
参加者 お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881